

200618

新型コロナウイルス感染症従事者慰労金 10 日以上勤務が条件 医療分

6/16 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の実施要綱を公表しました。医療機関ごとに対象者数を都道府県に届け出た上で、7/17 までに厚生労働省が申請を取りまとめます (5/28 レポート参照)。

支給対象：重点医療機関、感染症指定医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを割り当てられた医療機関、地域外来・検査センター、訪問看護ステーション、助産所のほか、宿泊療養・自宅療養を行う場合のフォローアップ業務に携わった職員や、新型コロナウイルス感染症の診療に携わっていない保険医療機関の職員も含まれます。

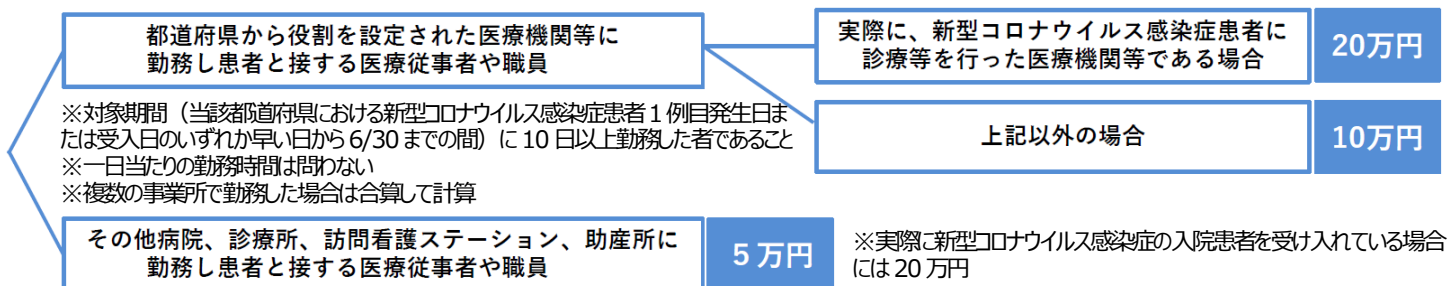
支給条件：10 日以上勤務し、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に携わっていること。一日当たりの勤務時間は問われません。派遣労働者や業務委託受託者も、これら条件に合致すれば支給対象となります。複数の事業所で勤務した場合は合算して計算し、支給は 1 人 1 回に限られます。有休や育児休暇の期間は勤務日に換算しません。

慰労金の受給権は、譲り渡しや差し押さえが禁止され、支給を受けた金銭についても差し押さえることはできません。

給付額：新型コロナウイルス感染症患者への診療等を行った医療機関の従事者や職員には 1 人 20 万円が支給されます。

ただし、患者の受け入れ以降、勤務していない場合は 10 万円となります。

また、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関で、実際に患者を受け入れてもいない場合は 5 万円となります。いずれも非課税です。



申請方法：原則、医療従事者や職員が勤務先の医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に申請を行う予定です。すでに退職している場合は直接、都道府県に申請します。

都道府県や勤務先の医療機関を通して、医療従事者に慰労金が支給される見通しです。

交付予定額：2018 年の医師・歯科医師・薬剤師統計等の医療従事者数に基づき、予算額を按分した参考値によると、各都道府県への交付額は、最も多い東京都で 304 億円、次いで大阪府の 206 億円、神奈川県 of 169 億円で、最も少ない鳥取県は 17 億円となる見込みです。

実際の交付額で支給が追いつかない場合は、追加での交付も検討するとしています。

都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値
北海道	146	東京都	304	滋賀県	32	香川県	27
青森県	29	神奈川県	169	京都府	69	愛媛県	38
岩手県	31	新潟県	52	大阪府	206	高知県	24
宮城県	49	富山県	29	兵庫県	129	福岡県	146
秋田県	25	石川県	33	奈良県	31	佐賀県	25
山形県	27	福井県	20	和歌山県	26	長崎県	41
福島県	40	山梨県	19	鳥取県	17	熊本県	53
茨城県	53	長野県	51	島根県	20	大分県	33
栃木県	40	岐阜県	41	岡山県	56	宮崎県	31
群馬県	44	静岡県	77	広島県	73	鹿児島県	50
埼玉県	122	愛知県	149	山口県	39	沖縄県	35
千葉県	111	三重県	39	徳島県	22		

実施要綱は厚生労働省 HP <https://bit.ly/34PYPKS> 参照